

政教分離原則遵守のため、持続化給付金の宗教法人への適用には反対です

内閣総理大臣

安倍 晋三様

テレビ東京にて、5月13日に「新型コロナウイルスで減収となった中小企業に対し200万円を支給する“持続化給付金”について、政府は、新たに中小の宗教法人を対象に追加する方向で最終調整に入った」との報道がされました。

私たち、「政教分離の侵害を監視する全国会議」は、持続化給付金の適用を宗教法人に拡大することは、日本国憲法第20条3項「政教分離原則」、および同89条の「公金その他の公の財産の宗教団体への支出の禁止」規定に明らかに違反すると考えます。特に持続化給付金は、宗教団体が行う世俗的事業だけではなく、むしろ宗教活動自体を維持継続させるための公金支出となり得るもので、政教分離原則違反の疑いを到底拭うことが出来ません。

政府や地方自治体が、宗教団体の宗教活動に対して公金による金銭的支援を行うことは、宗教団体の国や地方自治体に対する自主独立を阻害することに繋がります。日本は、明治から敗戦にわたって国家神道体制を推進し、国家神道が、軍国主義の精神的基盤となったばかりでなく、国民が、国が推進する理念や考えを信じない自由、これに従わない自由が阻害され、各宗教団体においても独自の教義や理念の自立性を失わせるに至らしめました。政教分離原則はこの歴史の教訓から定められたものです。政府及びすべての公務員は、この憲法原則を重く受け止め、厳格に遵守する義務を負っています。

5月27日の閣議決定にて宗教法人への適用は除外されたとのことですが、現実の適用に向けて具体的に検討された事実自体が重大なことです。以後、あらゆる政策遂行において、政教分離原則を重視されることを切に求めます。

2020年6月12日

政教分離の侵害を監視する全国会議

東京都西東京市柳沢 2-11-13

代表幹事 木村庸五、古賀正義

事務局長 星出卓也